平成２２年（フ）第１１４１号
鹿児島県鹿児島市薬師２丁目３－１－201
債務者　福永　里恵
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１４５号
東京都墨田区京島２丁目５－２－101
債務者　前田リザこと　マエダ　リザ　パガトパタン
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５４号
東京都板橋区向原１丁目11－５
債務者　落合　　宏
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１５８号
北海道二海郡八雲町東町48－２
債務者　本杉　　都
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６３号
東京都足立区西保木間４丁目５－15－307
債務者　菊田　　宏
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１６７号
東京都世田谷区上野毛１－23－２－402、住民票上の住所群馬県邑楽郡大泉町西小泉１丁目25－９
債務者　松本　文恵（旧姓堤）
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７０号
埼玉県さいたま市見沼区大字上山口新田434－10
債務者　佐藤　　茂
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７１号
東京都足立区保木間１丁目23－27－202
債務者　保坂　龍美
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７５号
東京都あきる野市草花1702－１　ブルフィオーレⅠ203
債務者　川上　美樹
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７６号
東京都三鷹市井の頭２丁目13－28－102
債務者　薗　　葵
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１７８号
東京都板橋区高島平９丁目29－８－103
債務者　若林　るみ
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８０号
東京都豊島区東池袋４－１－６－101
債務者　尾崎　俊之
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８１号
千葉県船橋市習志野台８丁目54－１－204
債務者　佐藤　美江
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８２号
茨城県北茨城市磯原町磯原５丁目26　オークコート大森Ｃ203
債務者　小野瀬誠也
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８３号
東京都西東京市下保谷３丁目14－２
債務者　岸　　康之
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１８４号
東京都豊島区東池袋２丁目37－５－103
債務者　菊地　　一
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月23日午前11時
東京地方裁判所民事第20部